

平成 24 年 11 月 19 日

熊本県家庭教育支援基本条例（仮称）策定検討委員会
委員長 溝口 幸治 殿

社団法人日本自閉症協会
会長 山崎 晃資

くまもと家庭教育支援条例（仮称）【案】への要望書

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、自閉症および発達障害のある人々へのご理解、ご支援をいただき心より御礼申し上げます。

さて、この度、貴委員会にて検討されております「くまもと家庭教育支援条例（仮称）【案】」につきまして、社団法人日本自閉症協会としてのお願いがあり、要望書を提出させていただきます。

何卒趣旨をご理解の上、ぜひご検討をいただきますよう宜しくお願い致します。

敬具

記

（削除項目）

1. 第 3 条および第 6 条について

この条項で使われている「子の教育について第一義的責任を有するものとして」の削除をお願い致します。特に「第一義的責任」というような言葉が使われますと、養育に特別な配慮と経験を必要とする子どもを持つ保護者などを追い詰める危険性があることと、保護者がすべて悪いと思わせる風潮を生み出す可能性があることから、ぜひ削除していただくようにご検討を宜しくお願い致します。

2. 第 17 条第 3 項について

「家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の登録制度の実施」の一文の削除をお願い致します。この前文に、「家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため」とあるように、県民の自主性を促しながら家庭教育を行う趣旨と矛盾しておりますし、また特定の団体だけを擁護する可能性も考えられ、県としての公益性および中立性を損なう可能性があります。ぜひ削除のご検討を宜しくお願い致します。

(追加・修正)

1. 名称について

「くまもと家庭教育支援条例(仮称)【案】」を「くまもと子育て家庭教育支援条例(仮称)【案】」に修正するようにお願いします。この条例の趣旨である子育ての重要性を表す意味でも「子育て」の言葉は外せないと考え、名称の中に「子育て」を加えていただきたくお願い致します。

2. 第1章第2条について

上記と同じ理由で、「この条例は、家庭教育の重要性に対する県民の理解と関心を深め」を「この条例は、家庭教育の子育ての重要性に対する県民の理解と関心を深め」に修正するようにお願い致します。

3. 個別の家庭事情への配慮と支援

家庭教育を支援する施策を推進するに当たっては、個別の家庭事情に配慮していただきたいと思っています。子育てに困難さを感じるのは、子どもに何らかの障害がある場合が多く、障害特性に応じた子育てが必要であります。そのことが十分に理解れていないと、問題が一層こじれることとなります。つきましては、条例の最後に「第18条」として、以下の文を加えていただくようお願い致します。

(個別事情への配慮)

1. 第18条 県は、家庭教育を支援する施策の推進に当たり、子どもの障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)であつて、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあることをいう)の有無、経済状態などで生活困難な個別の家庭事情の存在に配慮するとともに、適切な支援を行わなければならない。

以上